

建設工事請負基準約款第26条（スライド条項）の概要

受注工事にスライド条項が適用できるか確認し、必要に応じて請求してください



項目		インフレスライド (約款第26条第6項)	全体スライド (約款第26条)	単品スライド (約款第26条第5項)
適用対象工事		①残工期が2ヶ月以上 ②-1賃金水準の変動 例) 令和4年3月適用労務単価 令和4年2月28日以前に 契約した工事 ②-2物価水準の変動	①残工期が2ヶ月以上 ②工期が12ヶ月を超える (大規模工事を想定)	①残工期が2ヶ月以上 ※2ヶ月未満であっても対象と できる場合有り ②特定資材(品目) 高騰
請負額変更の方法	対象	基準日以降の残工事量に対する 資材、労務単価等	請負契約締結の日から12か月 経過した基準日以降の残工事量 に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分 を除く全ての資材 (鋼材類、燃料油類等)
	受発注者の負担	残工事費の1.0%	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0%
請求者		発注者又は受注者	発注者又は受注者	発注者又は受注者
積算方法 請求書		技術管理課HPに 運用マニュアル掲載	積算基準(一般土木) 県版に記載 請求書は任意様式	技術管理課HPに 運用マニュアル掲載

技術管理課HPは「新潟県 技術管理課」検索
URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/>